

1 環境問題の推移

■ 公害対策の展開

本県では、昭和30年～40年代の高度経済成長期において、瀬戸内海沿岸を中心に、大気汚染や水質汚濁などの産業公害や、開発に伴う自然環境の破壊が進行し、大きな社会問題となりました。こうした問題に対処するため、国による各種の公害関係法の制定とあいまって、本県においても、「公害防止条例」や「自然環境保全条例」などを制定し、これらに基づく施策を推進してきました。

その結果、事業者や県民、国、県及び市町村の努力によって、激甚な公害の克服や優れた自然環境の保全について、一定の成果をあげることができました。

■ 公害問題から環境問題へ

この間、経済成長に伴う都市化の進展や、生活様式の変化による大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムが定着し、自動車交通公害、生活排水等による水質汚濁などの都市・生活型公害、廃棄物排出量の増大など、現在も対応が続いている環境問題が発生してきました。また、近年では、地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少、酸性雨など、地球的規模の環境問題が深刻化しています。

こうした問題に対処するため、本県では環境の保全に関する基本理念、県民・事業者・行政の責務や施策の基本となる事項を定めた「環境基本条例」を平成7年3月に制定するとともに、平成9年3月には、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、環境保全に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。

その後、海砂利採取問題を契機とした瀬戸内海の総合的な環境保全対策や、びんごエコタウン構想の推進、一般廃棄物を利用したRDF発電事業などに取り組んできましたが、地球温暖化の進行、廃棄物最終処分場のひっ迫、ダイオキシン類等の有害化学物質問題やアスベスト問題、ツキノワグマなどの野生生物の保護・管理、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進、グリーン購入や環境学習など、新たな取組を要する問題も多く、また、中国の深刻な大気汚染によるPM2.5等の越境汚染問題が生じており、引き続き、社会状況の変化に対応した施策を適切に推進していくことが求められています。

■ 国の動向

国では、『循環型社会』の構築に向け、平成12年6月、その基本理念を定めた「循環型社会形成推進基本法」が制定され、さらに、個別のリサイクルを進めるため、リサイクル関係各法の制定・改正が行われてきました。平成25年4月には、有用金属の回収、使用済み小型家電のリサイクルを推進するため「小型家電リサイクル法」が施行され、リサイクルを推進する体制が整備されています。

また、「廃棄物処理法」の改正により規制が強化されており、有害物質の対策として、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「PCB廃棄物特別措置法」が制定されています。アスベスト対策及び事業者の自主的な公害防止の取組促進のための「大気汚染防止法」等の改正や、「水銀に関する水俣条約」の

※1 リサイクル関係各法：容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）、家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律）、食品リサイクル法（食品循環資源の再利用等の促進に関する法律）、建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

※2 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※3 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※4 PCB廃棄物特別措置法：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

環境行政の変遷

| 年代 | 経済状況 | 時代のキーワード | GDP 経済成長率 | 環境問題の推移 | 国の環境行政の変遷 | | | | | 広島県の環境行政の変遷 |
|---------------|---|--|---------------|----------|------------|--|--|---|---|--|
| | | | | | 環境保全 | 自然との共生 | 廃棄物・リサイクル | 地球環境保全 | 有害化学物質等 | |
| 1965 (S40) | 神武景気 岩戸景気 初全総 | 経済的自立 完全雇用 所得倍増 公害問題 | 33兆円 15.4% | 産業公害 | | 自然公園法(S32) | 化製場法(S23) | | | 県立自然公園条例(S34.10公布・S34.11施行) |
| 1975 (S50) | 新全総 日本列島改造 第1次石油ショック | 均衡ある日本建設 国民福祉の充実 環境庁発足 国際協調の推進 | 148兆円 9.0% | | 都市生活型公害 | 公害対策基本法(S42)⇒廃止(H5) 大気汚染防止法(S43) 騒音規制法(S43) 水質汚濁防止法(S45) 公害罪法(S45) 公害紛争処理法(S45) 悪臭防止法(S46) 公害防止組織整備法(S46) 公害健康被害補償法(S48) | 公害防止事業費事業者負担法(S45) 公害財特法(H46) 自然環境保全法(S47) 瀬戸内海環境保全臨時措置法(S48) | 廃棄物処理法(H45) 海洋汚染防止法(H45) | PCB問題 | 公害防止条例(S44制定、S46全部改正)⇒廃止(H15) 公害紛争処理条例(S45.10公布・H45.11施行) 自然環境保全条例(S47.12公布・S48.4施行) |
| 1985 (S60) | 3全総 第2次石油ショック 相次ぐ経済対策 | 安定成長への移行 国民生活の質的向上 | 320兆円 6.3% | 地球環境問題 | | 振動規制法(S51) | 瀬戸内海環境保全特別措置法(S53) 瀬戸内海環境保全基本計画(S53) | 合特法(S50) | 省エネルギー法(S54) | |
| 1995 (H7) | プラザ合意 4全総 消費税(3%)導入 バブル崩壊 相次ぐ経済対策 | 多極分散 豊かさ実感 安心できる社会 地球サミット | 456兆円 2.7% | | 資源循環・廃棄物問題 | 湖沼水質保全特措法(S59) | 自動車NOx特措法(H4) | 資源有効利用促進法(H3) 有害廃棄物輸出入規制法(H4) | オゾン層保護法(S63) 気候変動枠組み条約(H6) | |
| 2000 (H12) | 消費税率5% 5全総 相次ぐ経済対策 | 携帯電話普及 規制緩和 ナホトカ号重油流出事故 温暖化防止京都会議 環境ホルモン | 475兆円 2.0% | 有害化学物質問題 | | 環境影響評価法(H9) | 容器包装リサイクル法(H7) | 酸性雨問題 京都議定書採択(H9) 地球温暖化対策推進法(H10) | 有害大気汚染物質対策 ダイオキシン類対策 環境ホルモン調査 PRTR法(H11) ダイオキシン類対策特措法(H11) | |
| 2005 (H17) | 物価下落継続 日本郵政公社発足 | 世界人口60億人突破 中央省庁再編 米国同時多発テロ 就職氷河期 | 504兆円 1.9% | | 有害化学物質問題 | 第2次環境基本計画(H12) | 瀬戸内海環境保全基本計画改定(H12) | グリーン購入法(H12) 食品リサイクル法(H12) 建設リサイクル法(H12) 循環型社会形成推進基本法(H12) 自動車リサイクル法(H14) | フロン回収破壊法(H13) RPS法(H14) | PCB廃棄物特別措置法(H14) |
| 2010 (H22) | 日本郵政グループ発足 原油価格上昇 経済危機対策 | 少子高齢化 人口減少 北海道洞爺湖サミット リーマンショック | 513兆円 3.5% | 有害化学物質問題 | | 第3次環境基本計画(H18) 大気汚染防止法改正(H18) | 自然再生推進法(H14) 鳥獣保護法(H14、全部改正) 外来生物法(H16) 景観法(H16) | 容器包装リサイクル法改正(H18) 食品リサイクル法改正(H19) | 京都議定書第一約束期間(H20~24) 地球温暖化対策推進法改正(H20) 低炭素社会づくり行動計画(H20) 地球温暖化対策の中期目標発表表(H21) | |
| 2015 (H27) | アベノミクス 消費税率8% | 東日本大震災 福島第1原子力発電所事故 | 529兆円 0.8% | | 有害化学物質問題 | 大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正(H22) 環境教育促進法(H23) 第4次環境基本計画(H24) | 自然公園法・自然環境保全法改正(H22) 環境影響評価法改正(H23) | 放射性物質汚染対処特措法(H23) 小型家電リサイクル法(H24) | 地球温暖化対策推進法改正(H25) フロン排出抑制法改正(H25) | |
| 【今後の課題等】 | | | | | | PM2.5、オキシダント対策 持続可能な開発のための目標(SDGs)の達成 | 鳥獣保護管理法改正(H26) 瀬戸内海環境保全特別措置法改正(H27) 瀬戸内海環境保全基本計画改定(H27) | 循環型社会と低炭素社会の一体的実現 最終処分場の計画的確保 | CO2削減 再生可能エネルギーの導入促進 地球温暖化適応策の検討 | 保管PCBの処理 アスベスト対策 |

【社会経済システム】

大量生産・大量消費・大量廃棄型社会

意識・システム改革

資源エネルギー循環・地球環境重視型社会

広島県の環境政策